

第38号(第38条関係)

第 号		仮 領 置 書 控	
提 出 者	本 籍		
	住 所		
	職 業		
	氏 名		
	生 年 月 日		
適 用 法 条			
仮領置物件の種類及び特徴			
執 行 年 月 日			
執行者の所属、階級及び氏名			
処 理 結 果			
-----	印	----- 切 ----- 取 ----- 線 -----	印 -----
<p>第 号</p> <p>仮 領 置 書</p> <p>年 月 日</p> <p>提出者 殿</p> <p>公安委員会(法第25条第1項の規定による仮領置にあつては、警察署長)印</p> <p>執行者の所属、階級及び氏名 印</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法第 条第 項の規定により、下記の物件を仮領置する。</p>			
提 出 者	本 籍		
	住 所		
	職 業		
	氏 名		
	生 年 月 日		
仮領置物件の種類及び特徴			
注 意 事 項	<p>1 仮領置した銃砲等若しくは刀剣類又は拳銃部品の返還は、この仮領置書と引換えに行うこととなるから、大切に保管すること。</p> <p>2 法第25条第1項の規定による仮領置の場合において、仮領置の日から起算して6月以内に返還を受けないときは、仮領置された物件の所有権は国に帰属する。</p> <p>3 法第8条第7項、第8条の2第2項、第9条の8第3項及び第9条の12第2項の規定による仮領置の場合にあつては仮領置の日から起算して6月以内に返還の申請がないとき、法第11条第8項及び第9項並びに第11条の2第1項から第3項までの規定による仮領置の場合にあつては許可が取り消された日から起算して6月以内に返還の申請がないときは、都道府県公安委員会において売却(廃棄)することができる。</p>		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。